

勝央町地域包括支援センター管理システム
更改業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 8 月

勝 央 町

I 業務概要

1 業務名

勝央町地域包括支援センター管理システム更改業務

2 目的

現在、勝央町役場本庁舎内にサーバーを設置し、包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業及び予防給付ケアマネジメント事業等を実施している。

本業務は、勝央町地域包括支援センターが収集した情報と行政情報を一体的に管理・運用する体制を構築し、高齢者等に対する支援の最適化及び各事業の適正な執行を図るため、情報管理・評価システムの更改を行うことを目的とする。

3 履行期間

システム構築期限：受託者決定日から令和9年3月31日

システム運用期間：令和9年4月1日から5年間

4 履行場所

岡山県勝田郡勝央町平 242 番地 1 勝央町総合保健福祉センター内

5 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

6 業務内容

勝央町地域包括支援センターが実施する地域支援事業（包括的支援事業含む）に関連する情報等の統括・管理、及び介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付ケアマネジメント業務に係る連携・情報管理システム（地域包括支援センター管理システム）の更改業務。

7 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において次の全ての参加資格要件を満たす者とする。

(1)参加表明書等により、募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者

(3)過去5年以内に岡山県内の地域包括支援センターで同様のシステム納入実績があり、「勝央町地域包括支援センター管理システム更改業務仕様書」に基づくシステムを構築する能力がある者

(4)国又は地方自治体若しくは本町から資格停止措置等を受けていないこと。

(5)本件委託事業の受注までに、岡山県内に本社、支社、営業所等を有している者

(6)会社更生法(平成17年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者

(7)令和7・8年度勝央町入札参加資格者名簿(物品・役務部門)に登録されている者

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないものは14(1)に示す提出書類に加えて、以下の書類を提出すること。

- ① 登記事項証明書（全部事項証明） ※発行日より3か月以内のもの
- ② 市町村税に係る納税証明書
滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
※(5)を満たす本社、支社、営業所等における発行日より3か月以内のもの
- ③ 都道府県税に係る納税証明書
滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
※(5)を満たす本社、支社、営業所等における発行日より3か月以内のもの
- ④ 国税に係る納税証明書
納税証明書（その3の3）
- ⑤ 財務諸表又は決算書（直近一年分）
- ⑥ 印鑑証明書 ※発行日より3か月以内のもの
- ⑦ 使用印鑑届（様式第10号）

8 選定スケジュール

	日 程	項 目	方 法 等
1	令和8年8月21日(金)	公募開始	ホームページ
2	令和8年8月21日(金) ～8月27日(木)	質問書の受付	電子メール
3	令和8年9月7日(月) ～9月11日(金)	参加表明書等の受付	持参又は郵送
4	令和8年10月1日(木) ～10月7日(水)	企画提案書等の受付	持参又は郵送
5	令和8年10月中旬	プレゼンテーション審査	勝央町総合保健福祉センター 2階多目的ホール
6	令和8年10月下旬	審査結果の通知	郵送及びホームページ
7	令和8年11月上旬以降	委託契約締結	

9 導入構築費用

(1)契約方法

ハードウェア、ソフトウェア及び諸経費を含む導入にかかる費用は単年度一括契約とする。

(2)提案上限額

3,465,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、契約予定額を示すものではなく、本業務の事業規模を示すためのものであることに留意すること

10 ソフトウェア保守・期間

(1)ソフトウェア保守契約

システム保守業務委託については、システム受託業者と別途契約（長期契約）する。ただし、導入構築費用とソフトウェア保守（5年間）の費用の合計金額が9（2）の提案上限額を超えないこと。

(2)保守期間

保守期間は令和9年4月1日から5年間とする。

11 システム更改期限

システム更改期限は契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとし、令和9年4月1日から円滑にシステム稼働ができるように構築すること。

12 仕様書

本業務の仕様書は、別添の「勝央町地域包括支援センター管理システム更改業務仕様書」のとおりである。

13 質問の受付及び回答

本プロポーザルに対して質問がある場合は、次のとおり質問を行うこと。

(1)提出方法：「プロポーザル質問書」（様式第2号）により電子メールで提出すること。

※メール件名は「勝央町地域包括支援センター管理システム更改業務プロポーザル質問・事業者名」とすること。

※メール送付後、必ず電話で送付した旨を伝え、着信確認すること。

(2)提出期限：令和8年8月27日(木) 午後3時(必着)

(3)提出先：IV 事務局に記載されたメールアドレス

(4)回答方法：令和8年9月3日(木)までに回答を勝央町ホームページに掲載する。

※本業務の受注候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合もある。

14 参加表明書の提出

応募者は、次のとおり参加の意思表示を行うこと。

(1)提出書類

応募者は、次の提出書類をA4版縦長フラットファイルに綴じたものを、正本1部提出するものとする。

	書 類 の 名 称	書 式	備 考
1	公募型プロポーザル方式参加 表明書	様式第1号	
2	会社概要書	様式第3号	
3	業務履行実績調書	様式第4号	

4	委任状	様式第 6 号	7 参加資格 (5) を満たす支社、営業所等へ委任する場合
5	勝央町暴力団排除条例に係る誓約書 (兼同意書)	様式第 9 号	
6	7 (7)①から⑦の書類		勝央町入札参加資格者名簿に登録のない者

(2)提出方法： 持参又は郵送

※持参の場合は、午前 9 時から午後 3 時まで受付

※郵送の場合は、簡易書留、レターパック等記録に残る方法に限る。

(3)提出期限： 令和 8 年 9 月 11 日(金) 午後 3 時(必着)

(4)提出先： IV 事務局に記載された住所

(5)参加資格要件の確認結果の通知：

提出書類により参加資格要件を確認し、結果については 9 月中旬に、郵便により通知する。

II 審査及び選定

1 企画提案書等の提出

参加資格要件を満たした応募者は、次のとおり企画提案を行うこと。

なお、本プロポーザルは、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、本要領及び仕様書において記載された事項については、貴社の業務遂行能力、経験及び実績等を踏まえた上で、必ず記載すること。

(1) 提出書類

応募者は、次の提出書類を A4 版縦長フラットファイルに綴じたものを、正本 1 部及び複本 7 部を提出するものとする。

	書 類 の 名 称	書 式	備 考
1	企画提案書	様式第 7 号	1 部に代表者印を押印、その他の 7 部は写し
2	業務履行実績調書	様式第 5 号	
3	業務工程表	自由	A3 用紙 (片面印刷) で 1 枚、A4 版に折り込み
4	見積書及び内訳書	自由	1 部に代表者印を押印、その他の 7 部は写し 税額も記載すること
5	別紙 システム機能要件一覧表	ホームページ掲載様式	各機能要件の実装可否について記入すること

(2)提出方法： 持参又は郵送

※持参の場合は、午前 9 時から午後 3 時まで受付

※郵送の場合は、簡易書留、レターパック等記録に残る方法に限る。

また、提出書類を確認した時点を受付日時とする。

(2) 提出期限： 令和 8 年 10 月 7 日(水) 午後 3 時(必着)

(3) 提出先： IV 事務局に記載された住所

(4)留意点：

- ①提出は、1 応募者につき 1 案とする。
- ②提出後の書類の追加や修正は、提出期限までの間に限り認める。

2 審査

本プロポーザルの審査は、以下の方法により審査委員会が行う。

(1)プロポーザル審査方法：

提出書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

①審査日：令和 8 年 10 月中旬予定

※各応募者の開始時間は、事前に別途通知する。

②会場：勝央町総合保健福祉センター 2 階多目的ホール

③審査順：企画提案書等を提出した順（受付順）

④審査基準：

別表【審査基準表】の項目に関する各審査委員の評価結果に基づき 100 点満点で採点を行い、合計点が最も高い応募者を優先交渉権者を選定し、本業務委託契約に向けて交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、審査結果が次点の者と交渉を行う。

また、合計点が最も高い応募者が複数いる場合、審査委員の多数決によって優先交渉権者を決定する。

応募者が 1 者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の 6 割以上である場合に委任候補者として選定する。

⑤実施方法：

ア 参加者 3 人以内とすること。

イ 時間 提案内容の説明は 20 分以内とする。

ウ 備品 パソコンを使用する場合は、参加者が用意すること。なお、プロジェクターが必要な場合は、事前に申し出ること。

⑥その他：

ア 提案内容の説明は、本業務に従事する担当者が行うこと。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

ウ プレゼンテーションは、事前に提出された書類を基に行うものとし、追加資料等の配布や追加の説明は認めない。

(2)審査結果

審査結果は、文書での通知及び勝央町ホームページに掲載する。

なお、審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には応じない。

Ⅲ その他

1 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。この場合において、失格となる応募者が優先交渉権者に決定されているときには、本町はその選定を取り消し、審査結果が次点の者を優先交渉権者を選定する。

- (1)参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2)各提出書類について、期間内に提出がなかった場合
- (3)書類等に虚偽の記載をし、又は重要事項を故意に記載しなかったことが判明した場合
- (4)誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合
- (5)正当な理由なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた場合
- (6)本要領に定めた手続以外の手法により、審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合（審査の公平性を害する行為があった場合）
- (7)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合
- (8)事業提案における費用上限額を超えた場合
- (9)その他、本要領に違反した場合

2 その他

(1)参加表明書の提出後の辞退

提案を取り下げる場合は取下書(様式第8号)を提出すること。なお、取下書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

(2)支払方法及び契約保証

勝央町契約規則（令和3年勝央町規則第13号）の規定によるものとする。

(3)費用負担

応募に関する書類の作成及び提出、提案等に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

また、やむを得ない理由等により本プロポーザルを停止し、中止し、又は取り消す場合においても、それに要した費用を本町に請求することはできないものとする。

(4)提出書類の取扱い・著作権

①提出書類の著作権は、各応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

②提出書類は、庁内及び提案審査で使用する場合に限り使用する。

(5)特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(6)本町からの提供書類等の取扱い

本業務に当たって知り得た情報（本町が提供する資料・情報等含む。）は、目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

(7)使用する言語等の規定

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(8)複数の応募者の構成員等になることの禁止

応募者は、他の応募者の構成員となることはできない。

IV 事務局（問合せ先及び提出先）

勝央町健康福祉部内 勝央町地域包括支援センター（担当：水嶋、山田）

所在地 〒709-4334 勝央町平 242 番地 1

電 話 0868-38-3028

電子メール [houkatsu@town.shoo.okayama.jp](mailto:hokatsu@town.shoo.okayama.jp)

【別表 審査基準表】

評価項目	評価基準	配点
企業・業務評価	① 同種・類似業務の実績 ② 現実的、具体的な業務工程 ③ 人員配置、資格等の実施体制	20
提案内容評価	① データ移行 ② 操作画面の視認性、デザインについて ③ 操作の一貫性と人的ミスの防止 ④ 業務改善、効率化の考え方とそれに関する機能 ⑤ 機能要件の必須条件の確認 ⑥ 実務に沿った機能 ⑦ アセスメント、ケアプランの登録と入力補助機能 ⑧ 対象者検索と利用者台帳 ⑨ 改修の費用と職員教育	70
見積評価	見積書及び積算内訳	10
配点合計		100